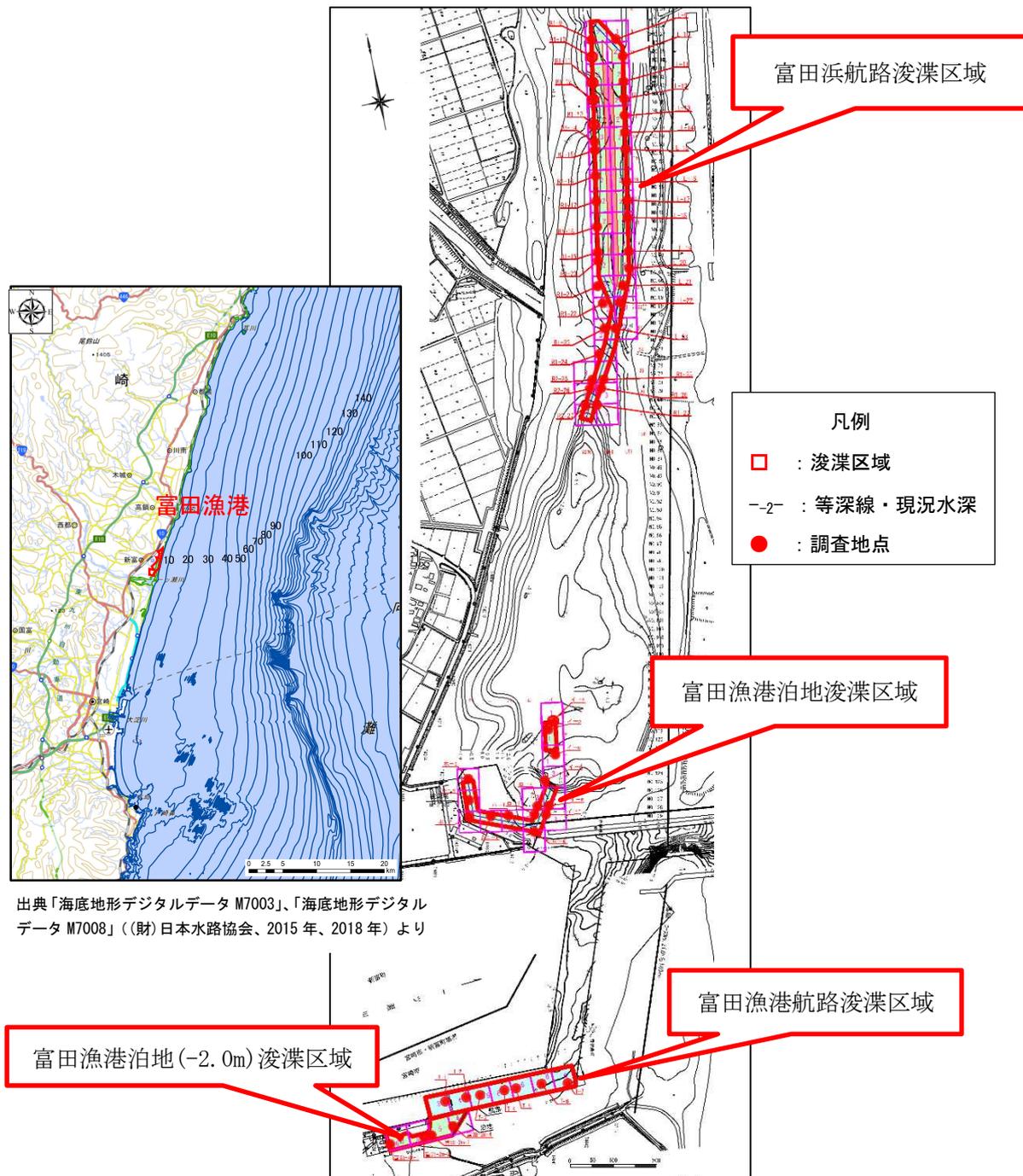


## 別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

### (1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は宮崎県新富町と宮崎市にまたがり位置する富田浜航路、富田漁港泊地及び、富田漁港航路、富田漁港泊地(-2.0m) (図-1.1 参照) に示す範囲であり、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取位置は図-1.2、試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数は表-1.1(1) ~ (4) (別紙 1-5~1.7) のとおりである。

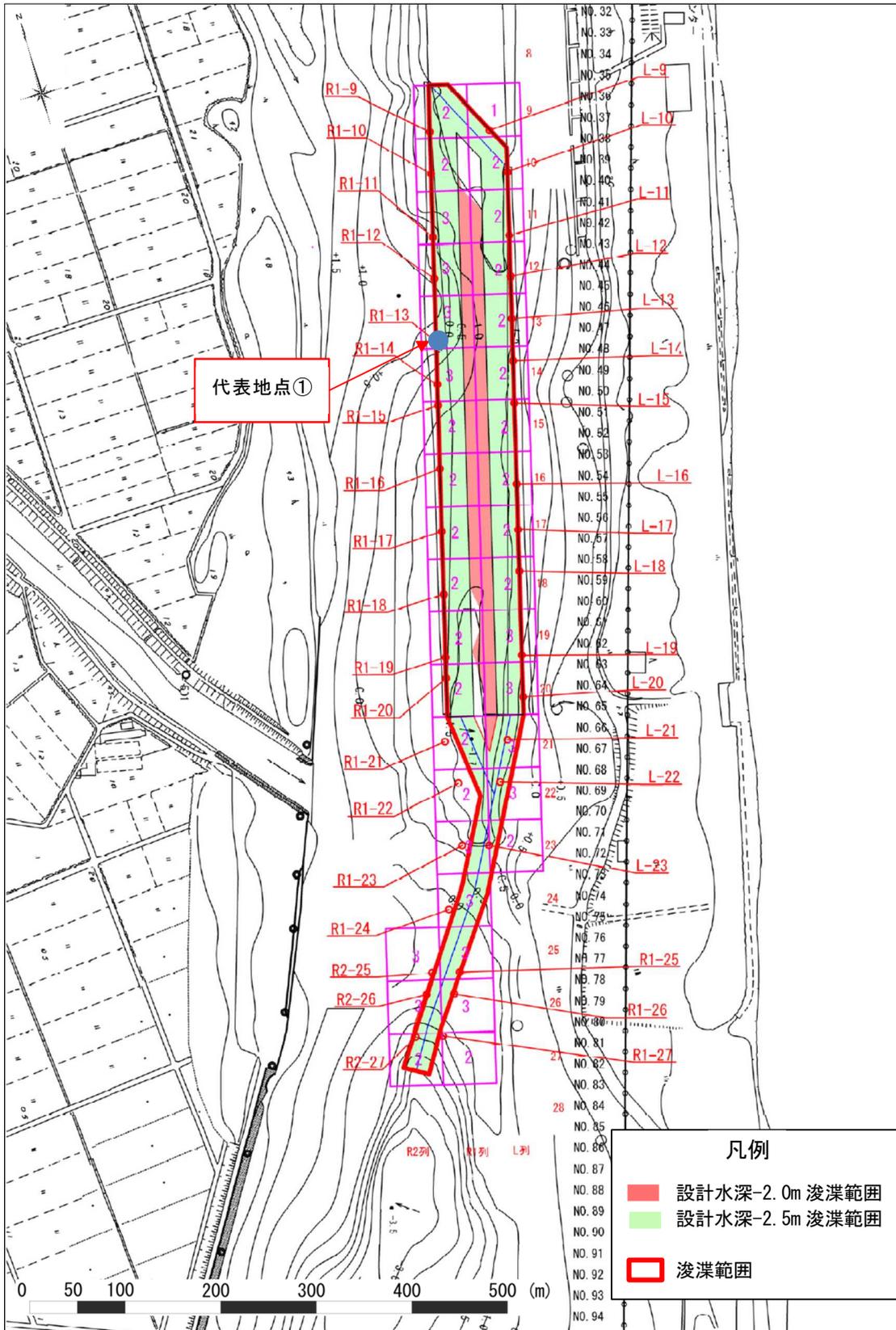


出典「海底地形デジタルデータ M7003」、「海底地形デジタルデータ M7008」(財)日本水路協会、2015年、2018年)より

備考) 現状水深は、令和3年10月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和3年10月以降浚渫を実施していない。

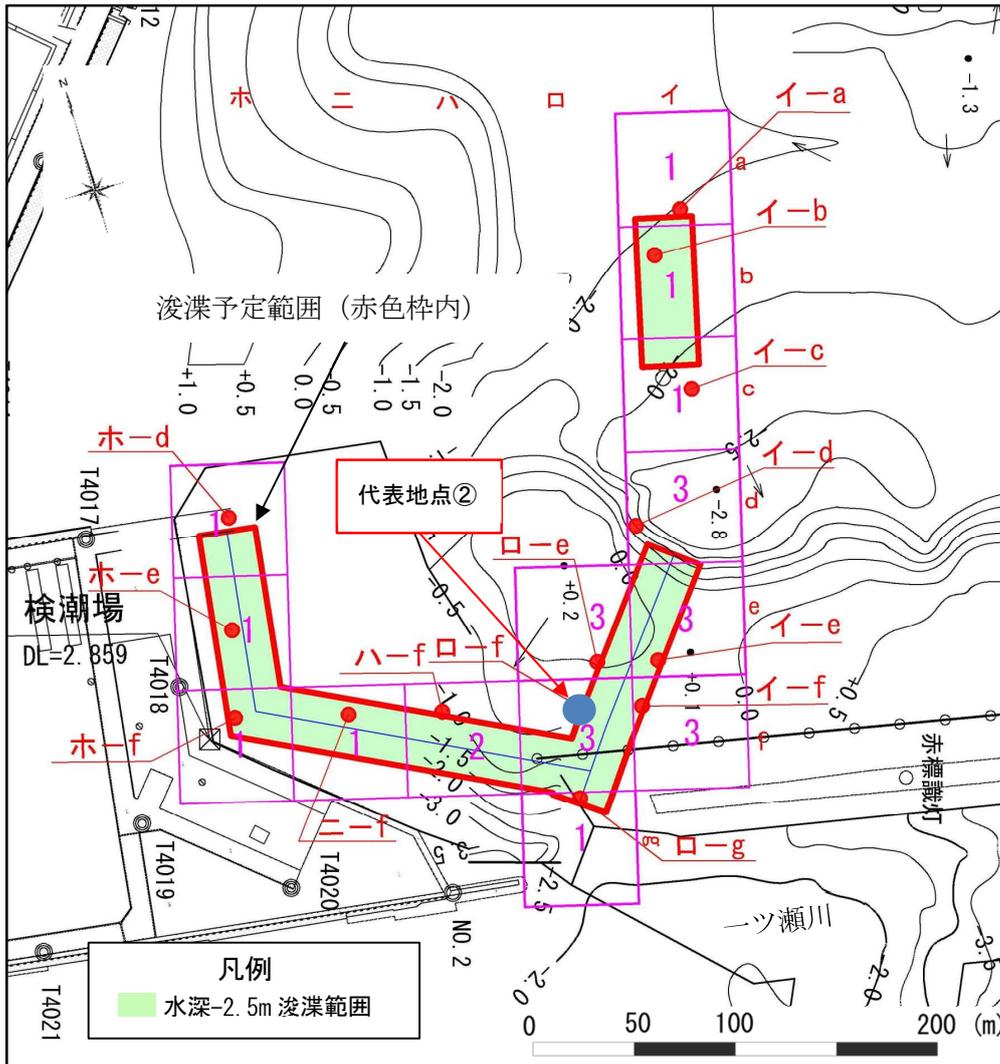
出典) 「令和3年度 県単練境第40-1-B号 富田浜深浅測量業務」(令和4年3月、宮崎県)  
「令和4年度機能保全第8-8-1号富田漁港航路浚渫工事」(令和5年3月、宮崎県)

図-1.1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫場所 (位置図)



注) 港内の数値は、現状(令和3年10月測量実施)の水深(m)を示す。  
 備考) 1. 各調査地点の試料採取日は表-1.1(1)に示す。  
 2. 現状水深は、令和3年10月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和3年10月以降浚渫を実施していない。  
 3. 富田浜航路を浚渫するためには喫水が2.0mのグラブ浚渫船を用いて富田浜航路の外縁部を移動しながら富田浜航路内側を浚渫するため富田浜航路浚渫区域のうち、浚渫船の航路として使用する範囲だけはグラブ浚渫船の喫水-2.0mに余堀-0.5mを含め、設計水深はD.L.-2.5mとなる。  
 出典) 「令和3年度 県単練境第40-1-B号 富田浜深淺測量業務」(令和4年3月、宮崎県)

図-1.2(1) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置  
(富田浜航路浚渫区域)



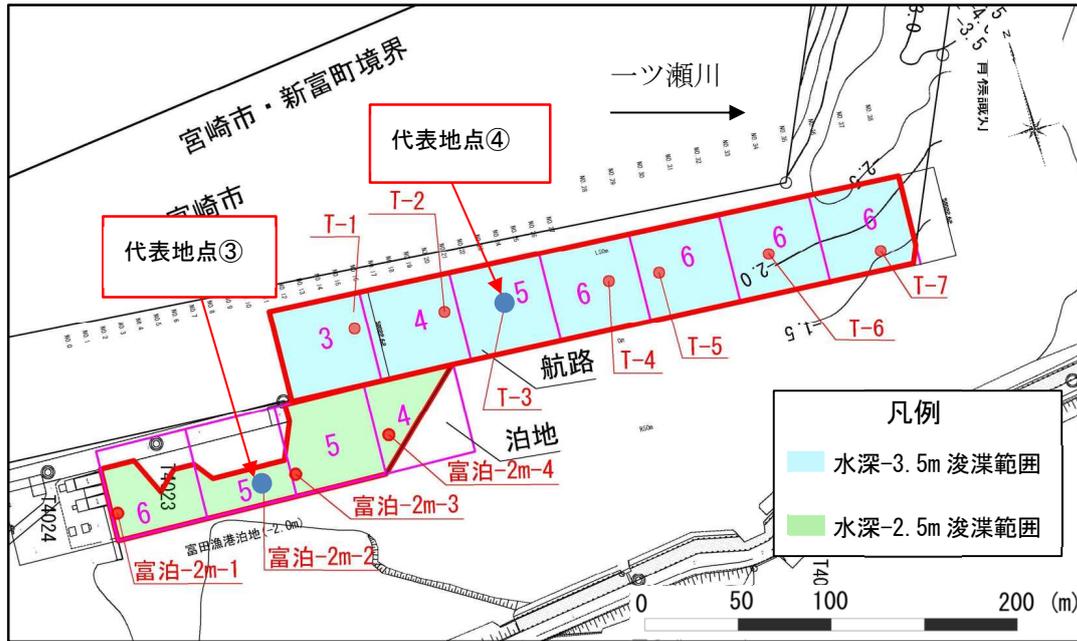
注) 港内の数値は、現状（令和4年12月測量実施）の水深（m）を示す。

備考) 1. 各調査地点の試料採取日は表-1.1(2)に示す。

2. 現状水深は、令和4年12月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和4年12月以降浚渫を実施していない。

出典) 「令和4年度機能保全第8-8-1号富田漁港航路浚渫工事」（令和5年3月、宮崎県）

図-1.2(2) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置  
（富田漁港泊地浚渫区域）



注) 港内の数値は、現状（令和4年12月測量実施）の水深（m）を示す。

備考) 1. 各調査地点の試料採取日は表-1.1(3)(4)に示す。

2. 富田漁港航路浚渫区域の現状水深は、令和4年12月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和4年12月以降浚渫を実施していない。

3. 富田漁港泊地(-2.0m)浚渫区域の現状水深は、令和4年12月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和4年6月以降浚渫を実施していない。

出典) 「令和4年度機能保全第8-8-1号富田漁港航路浚渫工事」(令和5年3月、宮崎県)

図-1.2(3) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置  
(富田漁港航路浚渫区域・富田漁港泊地(-2.0m)浚渫区域)

表-1.1(1) 試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数（富田浜航路）

No.	調査地点※1	試料採取年月日	現況水深※2 (m)	計画水深 (m)	余堀 (m)	計画水深+底面余堀 (m)	浚渫土厚 (m)	コアの層数
1	L-9	R5. 6. 15	-1.5	-2.0	0.5	-2.5	1.0	1
2	L-10	R5. 6. 15	-1.6	-2.0	0.5	-2.5	0.9	2
3	L-11	R5. 6. 15	-1.5	-2.0	0.5	-2.5	1.0	2
4	L-12	R5. 6. 15	-1.5	-2.0	0.5	-2.5	1.0	2
5	L-13	R5. 6. 16	-0.8	-2.0	0.5	-2.5	1.7	2
6	L-14	R5. 6. 16	-0.6	-2.0	0.5	-2.5	1.9	2
7	L-15	R5. 6. 16	-0.7	-2.0	0.5	-2.5	1.8	2
8	L-16	R5. 6. 16	-0.9	-2.0	0.5	-2.5	1.6	2
9	L-17	R5. 6. 16	-0.7	-2.0	0.5	-2.5	1.8	2
10	L-18	R5. 6. 17	-0.6	-2.0	0.5	-2.5	1.9	2
11	L-19	R5. 6. 17	-0.3	-2.0	0.5	-2.5	2.2	3
12	L-20	R5. 6. 18	-0.3	-2.0	0.5	-2.5	2.2	3
13	L-21	R5. 6. 18	-0.6	-2.0	0.5	-2.5	1.9	3
14	L-22	R5. 6. 24	-0.3	-2.0	0.5	-2.5	2.2	3
15	L-23	R5. 6. 19	-1.0	-2.0	0.5	-2.5	1.5	2
16	R1-9	R5. 6. 17	-1.5	-2.0	0.5	-2.5	1.0	2
17	R1-10	R5. 6. 15	-1.4	-2.0	0.5	-2.5	1.1	2
18	R1-11	R5. 6. 20	0.1	-2.0	0.5	-2.5	2.6	3
19	R1-12	R5. 6. 19	-0.1	-2.0	0.5	-2.5	2.4	3
20	R1-13	R5. 6. 19	0.5	-2.0	0.5	-2.5	3.0	3
21	R1-14	R5. 6. 18	-0.2	-2.0	0.5	-2.5	2.3	3
22	R1-15	R5. 6. 17	-0.7	-2.0	0.5	-2.5	1.8	2
23	R1-16	R5. 6. 17	-1.2	-2.0	0.5	-2.5	1.3	2
24	R1-17	R5. 6. 17	-1.2	-2.0	0.5	-2.5	1.3	2
25	R1-18	R5. 6. 17	-1.3	-2.0	0.5	-2.5	1.2	2
26	R1-19	R5. 6. 18	-1.3	-2.0	0.5	-2.5	1.2	2
27	R1-20	R5. 6. 18	-1.3	-2.0	0.5	-2.5	1.2	2
28	R1-21	R5. 6. 18	-1.4	-2.0	0.5	-2.5	1.1	2
29	R1-22	R5. 6. 19	-1.2	-2.0	0.5	-2.5	1.3	2
30	R1-23	R5. 6. 19	-0.2	-2.0	0.5	-2.5	2.3	3
31	R1-24	R5. 6. 20	0.2	-2.0	0.5	-2.5	2.7	3
32	R1-25	R5. 6. 20	0.4	-2.0	0.5	-2.5	2.9	3
33	R1-26	R5. 6. 24	0.1	-2.0	0.5	-2.5	2.6	3
34	R1-27	R5. 6. 19	-1.0	-2.0	0.5	-2.5	1.5	2
35	R2-25	R5. 6. 20	0.3	-2.0	0.5	-2.5	2.8	3
36	R2-26	R5. 6. 24	-0.3	-2.0	0.5	-2.5	2.2	3
37	R2-27	R5. 6. 20	-1.1	-2.0	0.5	-2.5	1.4	2

注) ※1. 表中の調査地点は、図-1.2(1)に対応している。

※2. 現況水深の基準面はD.L.で、L.W.L.と同一である。

備考) 1. 現況水深は、令和3年10月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和3年10月以降浚渫を実施していない。

2. 鉛直方向については、50cm程度をサンプリング厚とすることが標準的とされているが、富田浜航路浚渫区域及び富田漁港泊地(-2.0m)浚渫区域においては、下記の理由により1.0mをサンプリング厚の基本とする。

①既往の調査で鉛直方向に変化が認められないこと（各層とも定量下限値以下）。

②鬼付女川、日置川からの土砂により一様に堆積しているものと思われること。

③両河川とも上流に大規模事業所等はなく（過去にも）、上流からの有害物質混入の可能性が低いこと。

出典)「令和4年度県単練境第40-1-C号富田浜浚渫土底質調査・海洋投入申請書作成業務」（令和6年3月、宮崎県）

表-1.1(2) 試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数（富田漁港泊地）

No.	調査地点※1	試料採取年月日	現況水深※2 (m)	計画水深 (m)	余堀 (m)	計画水深+底面余堀 (m)	浚渫土厚 (m)	コアの層数
38	イ-a	R5. 6. 23	-1.9	-2.0	0.5	-2.5	0.6	1
39	イ-b	R5. 6. 23	-1.8	-2.0	0.5	-2.5	0.7	1
40	イ-c	R5. 6. 23	-2.0	-2.0	0.5	-2.5	0.5	1
41	イ-d	R5. 6. 23	-0.7	-2.0	0.5	-2.5	1.8	3
42	イ-e	R5. 6. 23	-0.3	-2.0	0.5	-2.5	2.2	3
43	イ-f	R5. 6. 23	-0.1	-2.0	0.5	-2.5	2.4	3
44	ロ-e	R5. 6. 22	0.2	-2.0	0.0	-2.0	2.2 (岩着)	3
45	ロ-f	R5. 6. 22	-0.1	-2.0	0.5	-2.5	2.4	3
46	ロ-g	R5. 6. 22	-2.1	-2.0	0.5	-2.5	0.4	1
47	ハ-f	R5. 6. 20	-0.7	-2.0	0.5	-2.5	1.8	2
48	ニ-f	R5. 6. 24	-2.2	-2.0	0.5	-2.5	0.3	1
49	ホ-d	R5. 6. 24	-1.6	-2.0	0.5	-2.5	0.9	1
50	ホ-e	R5. 6. 24	-1.6	-2.0	0.5	-2.5	0.9	1
51	ホ-f	R5. 6. 24	-2.2	-2.0	0.5	-2.5	0.3	1
合計 (No. 1~51)								112

注) ※1. 表中の調査地点は、図-1.2(2)に対応している。

※2. 現況水深の基準面はD.L.で、L.W.Lと同一である。

備考) 1. 現況水深は、令和4年12月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和4年12月以降浚渫を実施していない。

2. 鉛直方向については、50cm程度をサンプリング厚とすることが標準的とされているが、富田浜航路浚渫区域及び富田漁港泊地浚渫区域においては、下記の理由により1.0mをサンプリング厚の基本とする。

①既往の調査で鉛直方向に変化が認められないこと（各層とも定量下限値以下）。

②鬼付女川、日置川からの土砂により一様に堆積しているものと思われること。

③両河川とも上流に大規模事業所等はなく（過去にも）、上流からの有害物質混入の可能性が低いこと。

3. (岩着)とは岩盤層に接触し試料が採取できなかった箇所である。

4. 余堀0の地点については、岩盤層に接触しているため、余堀が不要な箇所である。

出典)「令和4年度県単練境第40-1-C号富田浜浚渫土底質調査・海洋投入申請書作成業務」(令和6年3月、宮崎県)

表-1.1(3) 試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数（富田漁港航路）

No.	調査地点※1	試料採取年月日	現況水深※2 (m)	計画水深 (m)	余堀 (m)	計画水深+底面余堀 (m)	浚渫土厚 (m)	コアの層数
52	T-1	R5. 11. 28	-1.8	-3.0	0.5	-3.5	1.7	4
53	T-2	R5. 11. 28	-1.5	-3.0	0.5	-3.5	2.0	4
54	T-3	R5. 11. 28	-0.7	-3.0	0	-3.0	2.3 (岩着)	5
55	T-4	R5. 11. 28	-1.1	-3.0	0.5	-3.5	2.4	5
56	T-5	R5. 11. 28	-0.6	-3.0	0	-3.0	2.4 (岩着)	5
57	T-6	R5. 11. 28	-1.0	-3.0	0.5	-3.5	2.5	5
58	T-7	R5. 11. 28	-1.1	-3.0	0.5	-3.5	2.4	5
合計 (No. 52~58)								33

注) ※1. 表中の調査地点は、図-1.2(3)に対応している。

※2. 現況水深の基準面はD.L.で、L.W.Lと同一である。

備考) 1. 富田漁港航路浚渫区域の現況水深は、令和4年12月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和4年12月以降浚渫を実施していない。

2. 鉛直方向については、過去の調査記録等がないため、標準とされる50cmとした。

3. T3, T5については、レキ当たりの深度までを浚渫土厚とした。

4. (岩着)とは岩盤層に接触し試料が採取できなかった箇所である。

5. 余堀0の地点については、岩盤層に接触しているため、余堀が不要な箇所である。

出典)「令和4年度県単練境第40-1-C号富田浜浚渫土底質調査・海洋投入申請書作成業務」(令和6年3月、宮崎県)

表-1.1(4) 試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数（富田漁港泊地(-2.0m)）

No.	調査地点※1	試料採取年月日	現況水深※2 (m)	計画水深 (m)	余堀 (m)	計画水深+底面余堀 (m)	浚渫土厚 (m)	コアの層数
59	富泊-2m -1※3	R5. 6. 26	0.1	-2.0	0.5	-2.5	2.6	6
60	富泊-2m -2	R5. 6. 26	-0.2	-2.0	0.5	-2.5	2.3	5
61	富泊-2m -3	R5. 6. 26	-0.4	-2.0	0.5	-2.5	2.1	5
62	富泊-2m -4	R5. 6. 26	-0.5	-2.0	0.5	-2.5	2.0	4
合計 (No. 59~62)								20

注) ※1. 表中の調査地点は、図-1.2(3)に対応している。

※2. 現況水深の基準面はD.L.で、L.W.L.と同一である。

※3. [富泊-2.0m]は[富田漁港泊地(-2.0m)]を省略した表記である。

備考) 1. 現状水深は、令和4年12月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和5年6月以降浚渫を実施していない。

2. 鉛直方向については、過去の調査記録等がないため、標準とされる50cmとした。

出典)「令和4年度県単練境第40-1-C号富田浜浚渫土底質調査・海洋投入申請書作成業務」(令和6年3月、宮崎県)

## (2) 政令で定める基準の適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、試料採取を行った地点を前出図-1.1(1)～(4) (別紙 1-5～1-7)に、分析結果を表-1.2(1)～(40) (別紙 1-9～1-48)に示す。

試料採取地点数は 62 地点である。これらは以下の理由により、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものと考えた。

採取地点は、浚渫範囲全体の土砂の特性を網羅できるよう、50m 間隔の均等配置の考え方に基づき水平方向の採取地点を設定した。

また、鉛直方向における性状を把握するため、採取深度を各浚渫区域の浚渫深さまでとして、50cm 層厚～1.0m 層厚 (最大) でサンプリングを行った。

鉛直方向については、50cm 程度をサンプリング厚とすることが標準的とされているが、富田浜航路浚渫区域及び富田漁港泊地浚渫区域においては、下記の理由により 1.0m をサンプリング厚の基本とする。

- ① 既往の調査で鉛直方向に変化が認められないこと (各層とも定量下限値以下)。
- ② 鬼付女川、日置川からの土砂により一様に堆積していると思われること。
- ③ 両河川とも上流に大規模事業所等はなく (過去にも)、上流からの有害物質混入の可能性が低いこと。

また、富田漁港航路浚渫区域及び富田漁港泊地 (-2.0m) 浚渫区域については過去の調査記録等がないため、標準とされる 50cm とした。

分析結果より、浚渫計画範囲の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」<sup>※1</sup>を全て満足している。また、浚渫計画範囲は前述の宮崎県の日向灘沿岸に位置することから、「指定水底土砂」<sup>※2</sup>に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年 法律第 136 号)」第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

---

### ※1. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 (昭和 48 年 総理府令第 6 号)」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和 46 年 政令 201 号)」より定める「特定水底土砂」の判定基準。

### ※2. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域 (田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域) から除去された水底土砂のうち熱しやく減量が 20%未満である土砂を指す (「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 17 年 政令第 209 号)」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定 (昭和 48 年 環境庁告示 18 号)」関連)。

表-1.2(1) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試験項目	単位	試料名				判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定	
		L-9	L-10	L-10	L-11				
		0.0~1.0m	0.0~0.50m	0.50~0.90m	0.0~0.50m				
		1	0.5	0.4	0.5	定量下限値			
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキソリン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	2.1	1.9	0.76	0.77	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(2) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-11	L-12	L-12	L-13	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.50~1.0m	0.0~0.50m	0.50~1.0m	0.0~0.7m				
		0.5	0.5	0.5	0.7				
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.20	0.12	1.0	0.46	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(3) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-13	L-14	L-14	L-15	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.7~1.7m	0.0~0.9m	0.9~1.9m	0.0~0.8m				
		1	0.9	1	0.8				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	0.8	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリフルオロ又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セルソ又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.78	0.51	1.6	0.27	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(4) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-15	L-16	L-16	L-17	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.8~1.8m	0.0~0.6m	0.6~1.6m	0.0~0.80m				
		1	0.6	1	0.8				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	0.9	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
メレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキソリン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1.2	0.35	0.093	0.12	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(5) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-17	L-18	L-18	L-19	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.80~1.80m	0.0~0.9m	0.9~1.9m	0.0~0.30m				
		1	0.9	1	0.3				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.9	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
メレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.67	0.62	1.7	0.55	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(6) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-19	L-19	L-20	L-20	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.30~1.30m	1.30~2.30m	0.0~0.6m	0.6~1.2m				
		1	1	0.6	0.6				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.8	定量下限値未満	定量下限値未満	1.0	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1.8	0.60	0.19	0.53	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(7) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-20	L-21	L-21	L-21	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	1.2~2.2m	0.0~0.4m	0.4~0.9m	0.9~1.9m				
		1	0.4	0.5	1				
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	0.8	0.9	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオペンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.32	0.15	0.16	0.21	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(8) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-22	L-22	L-22	L-23	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.0~0.50m	0.50~1.2m	1.2~2.2m	0.0~0.50m				
		0.5	0.7	1	0.5				
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	1.0	0.8	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.53	0.55	0.16	0.13	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(9) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		L-23	R1-9	R1-9	R1-10	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.50~1.5m	0.0~0.50m	0.50~1.0m	0.0~0.50m				
		1	0.5	0.5	0.5				
70キログラム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオペンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.75	0.51	1.5	0.081	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(10) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試験項目	単位	R1-10	R1-11	R1-11	R1-11	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定	
		0.50~1.1m	0.0~0.6m	0.6~1.6m	1.6~2.6m				
		0.6	0.6	1	1				
70キログラム水銀化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.8	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオペンカルブ	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	定量下限度未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.097	0.16	0.083	0.62	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(11) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R1-12	R1-12	R1-12	R1-13	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.0~1.0m	1.0~2.0m	2.0~3.0m	0.0~1.00m				
		1	1	1	1				
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.17	0.24	1.3	0.86	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(12) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試験項目	単位	R1-13		R1-14		判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定	
		1.00~2.00m	2.00~3.00m	0.0~0.5m	0.5~1.3m				
		1	1	0.5	0.8				
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.9	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.67	1.5	0.46	1.2	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(13) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R1-14	R1-15	R1-15	R1-16	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	1.3~2.3m	0.0~0.8m	0.8~1.8m	0.0~0.50m				
		1	0.8	1	0.5				
70キログラム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	0.9	0.8	0.8	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.27	0.42	0.47	0.25	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(14) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R1-16	R1-17	R1-17	R1-18	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.50~1.3m	0.0~0.50m	0.50~1.3m	0.0~0.50m				
		0.8	0.5	0.8	0.5				
70キログラム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1.5	0.23	0.68	0.19	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(15) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R1-18	R1-19	R1-19	R1-20	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.50~1.20m	0.0~0.50m	0.50~1.2m	0.0~0.50m				
		0.7	0.5	0.7	0.5				
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.8	0.9	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.39	0.048	0.58	0.23	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(16) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試験項目	単位	試料名	R1-20	R1-21	R1-21	R1-22	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定	
			0.50~1.2m	0.0~0.50m	0.50~1.1m	0.0~0.50m				
			0.7	0.5	0.6	0.5				
7ルキル水銀化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L		0.9	定量下限值未満	0.9	定量下限值未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg		定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		0.71	0.24	0.67	0.16	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(17) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試験項目	単位	R1-22	R1-23	R1-23	R1-23	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定	
		0.50~1.3m	0.0~0.50m	0.50~1.30m	1.30~2.30m				
		0.8	0.5	0.8	1				
70キログラム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.9	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.45	0.071	0.075	0.17	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(18) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試験項目	試料名 単位	R1-24	R1-24	R1-24	R1-25	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
		0.0~0.7m	0.7~1.7m	1.7~2.7m	0.0~0.9m				
		0.7	1	1	0.9				
70キログラム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.076	0.17	0.30	0.31	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(19) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R1-25	R1-25	R1-26	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.9~1.9m	1.9~2.9m	0.0~0.6m				
		1	1	0.6				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.8	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ヘリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チナム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.36	0.049	0.072	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(20) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R1-26	R1-26	R1-27	R1-27	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.6~1.6m	1.6~2.6m	0.0~0.7m	0.7~1.5m				
		1	1	0.6	0.8				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.9	0.9	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイクシン類	pg-TEQ/L	0.060	0.041	0.051	0.093	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(21) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R2-25	R2-25	R2-25	R2-26	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.0~1.0m	1.0~2.0m	2.0~2.8m	0.0~0.50m				
		1	1	0.8	0.5				
アルミニウム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	0.9	0.9	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チナム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダライオン類	pg-TEQ/L	0.069	0.36	0.19	0.23	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(22) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月15~6月24日)

試料名		R2-26	R2-26	R2-27	R2-27	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超~ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.50~1.2m	1.2~2.2m	0.0~0.60m	0.60~1.4m				
		0.7	1	0.6	0.8				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	0.9	0.9	1.0	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チナム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダライオン類	pg-TEQ/L	0.20	0.26	0.39	0.40	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(23) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月23日)

試料名		イ-a	イ-b	イ-c	イ-d	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超～ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.0～0.6m	0.0～0.7m	0.0～0.50m	0.0～0.50m				
		0.6	0.7	0.5	0.5				
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.12	0.19	0.17	0.13	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(24) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月23日)

試験項目	試料名 単位	イ-d	イ-d	イ-e	イ-e	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超～ 1.0m以下)	判定
		0.5～1.00m	1.0～1.8m	0.0～0.60m	0.60～1.2m				
		0.5	0.8	0.6	0.6				
アルミニウム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ソーン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.14	0.038	0.097	0.14	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(25) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月23日)

試料名		イ-e	イ-f	イ-f	イ-f	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超～ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	1.2～2.2m	0.0～0.50m	0.50～1.50m	1.50～2.4m				
		1	0.5	1	0.9				
アセチル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ボリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンゾカドバト	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.023	0.067	0.091	0.016	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(26) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月22日・23日)

試験項目	単位	試料名				判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超～ 1.0m以下)	判定	
		ロ-e	ロ-e	ロ-e	ロ-f				
		0.0～0.60m	0.60～1.60m	1.60～2.60m	0.0～0.50m				
		0.75	1	1	0.5	定量下限値			
7ルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
メレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.032	0.082	0.034	0.077	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(27) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月22日・23日)

試験項目	単位	ロ-f	ロ-f	ロ-g	ハ-f	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超～ 1.0m以下)	判定
		0.50～1.4m	1.4～2.4m	0.0～0.4m	0.0～0.8m				
		0.9	1	0.4	0.8				
アルミニウム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.056	0.041	0.025	0.023	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2 (28) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月20日・24日)

試料名		ハ-f	ニ-f	ホ-d	ホ-e	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超～ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.8～1.8m	0.0～0.3m	0.0～0.9m	0.0～0.9m				
		1	0.3	0.9	0.9				
アルミニウム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チケム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオペンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキシン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00078	0.028	0.059	0.048	-	10 以下	5 以下	○

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(29) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月24日・26日)

試料名		ホ-f	富泊-2.0m-1	富泊-2.0m-1	富泊-2.0m-1	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定基準 (0.5m超～ 1.0m以下)	判定
試験項目	単位	0.0～0.3m	0.0～0.30m	0.30～0.60m	0.60～1.10m				
		0.3	0.3	0.3	0.5				
メチル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
多環芳香族炭化水素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	7.5 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ヘリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
メレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	20 以下	○
カドミウム類	pg-TEQ/L	0.073	0.16	0.23	0.094	-	10 以下	5 以下	○

注) [富泊-2.0m] は [富田漁港泊地(-2.0m)] を省略した表記である。

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(30) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月26日)

試料名		富泊-2.0m-1	富泊-2.0m-1	富泊-2.0m-1	富泊-2.0m-2	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定
試験項目	単位	1.10~1.60m	1.60~2.10m	2.10~2.60m	0.0~0.30m			
		0.5	0.5	0.5	0.3			
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	○
カリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
ペリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.066	0.041	0.24	0.20	-	10 以下	○

注) [富泊-2.0m] は [富田漁港泊地(-2.0m)] を省略した表記である。

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(31) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月26日)

試料名		富泊-2.0m-2	富泊-2.0m-2	富泊-2.0m-2	富泊-2.0m-2	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定
試験項目	単位	0.30~0.80m	0.80~1.30m	1.30~1.80m	1.80~2.30m			
		0.5	0.5	0.5	0.5			
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	○
カリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	○
トリクロロエレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	○
テトラクロロエレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	○
ダioxin類	pg-TEQ/L	0.34	0.20	0.32	0.31	-	10 以下	○

注) [富泊-2.0m] は [富田漁港泊地(-2.0m)] を省略した表記である。

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(32) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月26日)

試験項目	試料名 単位	富泊-2.0m-3	富泊-2.0m-3	富泊-2.0m-3	富泊-2.0m-3	富泊-2.0m-3	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定
		0.0~0.4m	0.4~0.70m	0.70~1.20m	1.20~1.70m	1.70~2.1m			
		0.4	0.3	0.5	0.5	0.4			
アルミニウム水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
1,1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
チオラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.11	0.14	0.15	0.18	0.013	-	10 以下	○

注) [富泊-2.0m] は [富田漁港泊地(-2.0m)] を省略した表記である。

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(33) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年6月26日)

試料名		富泊-2.0m-4	富泊-2.0m-4	富泊-2.0m-4	富泊-2.0m-4	定量下限値	判定基準 (0.5m以下)	判定
試験項目	単位	0.0~0.40m	0.40~0.90m	0.90~1.40m	1.40~2.0m			
		0.4	0.5	0.5	0.6			
アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005 以下	○
カルシウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02 以下	○
チラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40 以下	○
ダioxin類	pg-TEQ/L	0.11	0.18	0.13	2.1	-	10 以下	○

注) [富泊-2.0m] は [富田漁港泊地(-2.0m)] を省略した表記である。

備考) 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表-1.2(34) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年11月28日)

試料名		T-1	T-1	T-1	T-1	定量下限値	判定基準	判定
試験項目	単位	0.0~0.5 m	0.5~1.0 m	1.0~1.5 m	1.5~1.7 m			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.004	0.002	0.002	0.002	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ふっ化物	mg/L	0.19	0.17	0.31	0.27	0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0051	0.082	0.042	0.0051	-	10以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

2. 採取深度は、D.L.-3.50mを0.00mとした。

表-1.2 (35) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年11月28日)

試料名		T-2	T-2	T-2	T-2	定量下限値	判定基準	判定
試験項目	単位	0.0~0.5m	0.5~1.0m	1.0~1.5m	1.5~1.96m			
		0.5	0.5	0.5	0.46			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.004	0.004	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ふっ化物	mg/L	0.13	0.18	0.21	0.30	0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0.026	0.036	0.0075	-	10以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。  
2. 採取深度は、D.L.-3.50mを0.00mとした。

表-1.2(36) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年11月28日)

試料名		T-3	T-3	T-3	T-3	T-3	定量下限値	判定基準	判定
試験項目	単位	0.0~0.5 m	0.5~1.0 m	1.0~1.5 m	1.5~2.0 m	2.0~2.27 m			
		0.5	0.5	0.5	0.5	0.27			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.02	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ふっ化物	mg/L	0.19	0.13	0.19	0.23	0.21	0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40以下	○
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	0.0045	0.0030	0.077	0.085	0.078	-	10以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

2. 採取深度は、D.L.-3.50mを0.00mとした。

表-1.2(37) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年11月28日)

試験項目	単位	T-4	T-4	T-4	T-4	T-4	定量下限値	判定基準	判定
		0.0~0.5m	0.5~1.0m	1.0~1.5m	1.5~2.0m	2.0~2.41m			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.003	0.002	0.002	0.004	0.003	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ふっ化物	mg/L	0.13	0.16	0.15	0.21	0.21	0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
シマジシ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40以下	○
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	0	0.003	0.028	0.25	0.23	-	10以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。  
2. 採取深度は、D.L.-3.50mを0.00mとした。

表-1.2(38) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年11月28日)

試験項目	試料名 単位	T-5	T-5	T-5	T-5	T-5	定量下限値	判定基準	判定
		0.0-0.5m	0.5-1.0m	1.0-1.5m	1.5-2.0m	2.0-2.4m			
		0.5	0.5	0.5	0.5	0.4			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	0.005	0.003	0.004	0.002	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2	2以下	○
ふっ化物	mg/L	定量下限値未満	0.18	0.13	0.25	0.24	0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
ペリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40以下	○
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	0	0.0027	0	0.064	0.040	-	10以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。  
2. 採取深度は、D.L. -3.50mを0.00mとした。

表-1.2(39) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年11月28日)

試験項目	単位	T-6	T-6	T-6	T-6	T-6	定量下限値	判定基準	判定
		0.0-0.5m	0.5-1.0 m	1.0-1.5 m	1.5-2.0 m	2.0-2.5 m			
		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.003	0.002	0.005	0.004	0.005	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2	2以下	○
ふっ化物	mg/L	0.17	0.09	0.23	0.18	0.24	0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	40以下	○
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	0	0	0.058	0.059	0.029	-	10以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。  
2. 採取深度は、D.L.-3.50mを0.00mとした。

表-1.2(40) 投入しようとする一般水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日 令和5年11月28日)

試験項目	単位	T-7	T-7	T-7	T-7	T-7	判定基準	判定	
		0.0-0.5m	0.5-1.0 m	1.0-1.5 m	1.5-2.0 m	2.0-2.4 m			
		0.5	0.5	0.5	0.5	0.4			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.002	0.001	0.002	0.003	0.002	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ふっ化物	mg/L	0.42	0.31	0.29	0.36	0.38	0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1.5以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	40以下	○
ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.02以下	○
チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.06以下	○
シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	4	0.5以下	○
ダイオキシン類	Pg-TEQL	0.0066	0.0036	0.003	0.01	0.0078	-	10以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。  
 2. 採取深度は、D.L.-3.50mを0.00mとした。